

## 第24期佐世保市農業委員会第15回総会議事録

1 開催日時 令和3年8月27日(金) 13時30分から15時30分

2 開催場所 西地区コミュニティセンター 第4講座室

3 出席農業委員(18名)

委員 2番	川上 宗康	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 憲市	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

委員 1番 有馬 秀志

5 出席推進委員

無し

6 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義  
事務局次長 小長 賢二  
事務局係長 天羽 孝太郎  
事務局係長 博多屋 孝昭  
事務局主査 藤 和弘  
事務局主査 岩崎 孝典  
事務局主任主事 田中 豊

7 議事日程

議事録署名委員の指名

第140号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
第141号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第142号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 第143号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
- 第144号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農用地区域への編入について
- 第145号議案 非農地証明願について
- 第146号議案 非農地通知について
- 第147号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第148号議案 納税猶予（相続税）に関する農業経営継続証明について
- 第149号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 第150号議案 農用地利用配分計画（案）について
- 第151号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

- 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
- 報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告4 農用地利用集積・配分計画解約通知について
- 報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
- 報告6 申請書等の押印見直し及び要綱の一部改正について

## 8 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第15回総会を開会いたします。一、開会。  
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。  
今年、雨続きで最近やっと晴れ間が見え農作業も少しはできそうになりました。また、コロナの状況において、本日は、農業委員だけではございますが、ご出席いただきましてありがとうございます。最後までご審議のほどよろしく申し上げます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、1番、有馬委員から欠席届が提出されていますが、委員総数19名中18名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、本総会については、推進委員の出席を求めませんでしたので、本日は農業委員のみでの開催となりますことを申し添えます。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、12番 伊賀崎典正委員、13番 水口一男委員、補充として14番 田中広昭委員をお願いいたします。

- 議 長            それでは早速、議事に入りたいと思います。
- 第140号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局            はい、第140号議案『農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。
- 今回の申請案件については、一つの事業計画において農地法第4条第1項の規定による許可を要する筆と第5条第1項の規定による許可を要する筆が混在しており、それぞれ申請を行い、許可を得ることが必要となることから、通常案件と分けて審議をお願いするものです。
- それでは、議案の説明に入らせていただきます。1番、相浦、九十九地区。申請者、譲受人、譲渡人は記載の通りです。申請地所在は、日野町で4条許可申請を行う農地が2筆、5条許可申請を行う農地が2筆の計4筆。地目は、登記畑、現況休耕地です。面積は4筆合計で302.24㎡。転用目的は宅地保存の為の吹き付け工事で、当該斜面地の下部にある市街化区域の宅地の保全のために行うコンクリート吹付工事302.24㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、日野東公園から西に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。土砂災害特別警戒区域のため、斜面にコンクリート吹付を行い、土砂の流出を防止する。
- 日照通風、建物等の建設は行わないため、通風や日照に影響を生じさせるおそれはない。排水計画、雨水は自然流下、汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。融資予定証明書添付。4条申請部分に係る費用負担承諾書添付。都市計画法関係は許可不要です。
- 以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。
- 議 長            それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番相浦、九十九地区。
- 1 2 番            12番伊賀崎です。8月23日に富川推進委員と現地確認を行いました。申請どおり傾斜地で災害防止のためのコンクリート吹付工事と言うことで特に問題はありません。
- 以上です。
- 議 長            それでは、何かご意見等ございませんか。
- 委 員            (なし)
- 議 長            ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 農業委員            (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第140号議案は許可相当として県に進達いたします。  
続きまして、第141号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 第141号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。  
はい、第141号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番宮地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、南風崎町。地目は、登記畑、現況畑です。面積は141㎡。転用目的は賃貸駐車場で、賃貸用駐車場4台。併用地ありで、計画全体面積は156.30㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地でJR南風崎駅からおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、JR南風崎駅から東に約235mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。境界から10cmほど間隔を設けて砂利を敷き、隣地へ土砂が流出しないように被害防除措置を講じる。

日照通風、建物の建設はなく、周辺に悪影響を及ぼすような土地の利用は行わないため、日照通風、耕作などに被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。土地利用計画平面図添付。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。預貯金残高証明書添付。土地改良区の意見書添付。都市計画法関係は許可不要です。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。8月24日に坂口推進委員と申請代理人と私で現地を確認してまいりました。現場は、以前の基盤整備地の端になりまして、市道と住宅に挟まれた場所になっております。特に、問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。  
9番牟田委員。

9 番 9番牟田です。併用地として、公衆用道路となっておりますが、こちらも駐車場として造成されるのかお伺いいたします。

事務局 併用地についてですが、こちらは、もともとこの畑の一部が市道としてくい込んでたもので地目が公衆用道路となっております。しかし、実際は、道路として使われずに、畑の中に取り込まれた公衆用道路の筆なので、地権者の方が佐世保市から払い下げを受けております。それを合わせて駐車場として申請いたしております。

議 長 それでは、他に何かご意見等ございませんか。

15番西尾委員。

15番 15番西尾です。公衆用道路との地目は、払い下げがあった時点で所有者が雑種地などの地目に変更しなくていいのですか。

事務局 個人の所有地でも、公衆用道路としての地目もあり得ますし、その地目で佐世保市から払下げがっております。今回の申請をもって許可になった場合、駐車場として雑種地の地目に変更して問題はありません。

議長 それでは、他に何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第141号議案については、許可相当として県に進達いたします。続きまして、第142号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第142号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、三川内本町の3筆。地目は、登記田、畑、現況休耕。面積は3筆合計200.15㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅木造2階建1棟、建築面積53.82㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外でJR三河内駅からおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらはJR三河内駅から東に約188mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.49m。土留め工事をする。盛土は最小限とし、安定勾配を維持して締固め施工を行う。日照通風、建物の高さを加減、6.5m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。宅地建物取引業者免許証写添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は、連たん区域です。

2番、皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は野中町。地目は、登記田、現況畑。面積は1,735㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅、木造2階建、6棟。建築面積、6棟合計317.94㎡。

耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは野中東公園より北西に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高3.5m、最低1.7m。切土最高0.7m。外周にL型擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減、7.5m程度。隣接農地への通路を確保する。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から河川。添付書類は記載のとおりです。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。開発工事に係る資金証明書添付。宅地建物取引業者免許証写添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

3番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町長串の3筆。地目は、登記畑、現況不耕作。面積は3筆合計898㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場213㎡。倉庫1棟7㎡。トイレ1基2㎡。通路及び法面等682㎡。併用地ありで計画全体面積は1,090.3㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは太郎浦漁港より南に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。砂利舗装を行う。日照通風、周辺に農地はないため、日照通風、耕作に影響を及ぼすおそれはない。排水計画は、雨水は自然流下。汚水はくみとり。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上ですが、1番の案件について、関係する委員の方がおられます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番三川内地区。

4番 4番中里です。8月24日に迎推進委員と現地を調査いたしました。現場は、市道に挟まれたような場所です。被害防除計画どおり進めていただければ問題ないと思います。以上です。

議長 1番の案件について、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第142号議案の1番について、許可相当として県に進達いたします。委員の入室を認めます。

～委員入室～

議 長 では、2番の案件の地区担当委員の調査結果をお願いします。2番皆瀬地区。

19番 19番大宅です。8月23日に辻委員と山口推進委員とで現地確認しました。申請地の隣が農地になっておりますが、現在耕作はされていません。被害防除計画に沿って施行していただければ、問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、3番鹿町地区。

18番 18番内野です。8月22日に、松田推進委員と調査に行ってきました。被害防除計画にそって施行してもらえれば問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、残りの2番、3番の案件について何かご意見等ございませんか。  
7番川口委員。

7番 7番川口です。2番の案件ですが、建物の高さ加減が7.5メートルとなっておりますが、その高さが加減としているということになりますか。

事務局 本案件の住宅の屋根は、片流れとなっておりまして、軒下の高さは6メートル程度ですが、勾配をとって一番高いところでの高さとなっております。

そのため、二階建てとしては、屋根高が通常より高くなっていますが、建物の配置などで、近隣農地への影響が出ないように加減がされています。

5番 5番八並です。質問をいいでしょうか。盛り土が3.5メートルとなっていて、高いように思いますが、どのような理由でしょうか。

事務局 こちらは、道路から2メートルから3メートルほど下がった位置になっており、現場は傾斜地の道路沿いです。その一番低い位置からの進入路を道路の高さに上げた高さが3.5メートルとなります。

議 長 それでは、他に何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。2番と3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第142号議案の案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、第143号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願いします。

事務局 第143号 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について説明いたします。

1番、中里地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、上本山町。地目は、台帳田、現況田。面積は1,157㎡です。転用目的は月極駐車場です。施設は、貸駐車場41台分。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第3種農地です。こちらは、上本山住宅入口バス停付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で、貸駐車場です。

2番、相浦、九十九地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の2筆。地目は、台帳田、現況荒地。面積は2筆合計1,474㎡です。転用目的は、一般住宅用地、建売住宅で、住宅7棟。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田 となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、長崎県立佐世保特別支援学校付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で建売住宅の建設です。

3番、吉井地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町下原の3筆。地目は、台帳田、現況不耕作。面積は3筆合計1,765㎡です。転用目的は、資材置場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、釜土ため池付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で資材置場の整備です。

4番、吉井地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町橋川内の2筆。地目は、台帳田、現況休耕。面積は2筆合計739㎡です。転用目的は、事業用駐車場17台分。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、佐世保西消防署祝橋出張所付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で駐車場の整備です。

5番、吉井地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町福



井地目は、台帳畑、現況畑、休耕。面積は2筆合計859㎡です。転用目的は一般住宅用地で木造平家建建築面積109.35㎡。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、福井洞穴付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で一般住宅用地です。

6番、世知原地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町太田の2筆。地目は、台帳田、現況遊休農地。面積は2筆合計3,544㎡です。転用目的は資材置場用地です。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第1種農地です。こちらは、太田簡易郵便局付近に位置しています。変更理由は記載のとおりで、変更内容は農用地区域からの除外で資材置場用地です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。尚、関係する委員の方がおられます。

総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。ご審議よろしくをお願いします。

議長 2番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは、2番の案件につきまして地区担当委員の調査結果をお願いします。2番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。8月26日に富川推進委員と現地を見てまいりました。ここは、地目が田と言うことですが、現在耕作されてなく荒地になっています。道路よりも1メートルほど低くなっておりまして、周りも住宅が立ち並んでおりますので、耕作にも難しい場所になっています。以上です。

議長 それでは、2番の案件について何かご意見等ございませんか。  
15番西尾委員。

15番 15番西尾です。田畑が埋め立てられる状況が続くことで、水害の危険性が懸念されますし、農地を守ろうという運動もあっていますので、今一度農業畜産課に対しても考えてほしいと思います。

議長 他にありますか。  
12番伊賀崎委員。

1 2 番 1 2 番伊賀崎です。今、西尾委員がいわれたとおり、実際にこの地域は水害が多いところでもあります。周りも住宅地です。地権者の方たちも農業を継続していくことが困難と言うことで、色んな問題で非常に難しい地域になっております。

議 長 他にありますか。  
1 5 番西尾委員。

1 5 番 1 5 番西尾です。地元委員が難しい地域だと言うことですので、やはり農業畜産課と土木等がよく話し合いをして、都市計画の中で排水対策をやってからにさせていただきたいと回答をお願いしたいと思います。

議 長 はい、2 番の案件に限らず、この問題については農業畜産課の方をお願いをしたいと思っております。他にありますか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。2 番の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、2 番について、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 残りの1 番、3 番、4 番、5 番、6 番の案件について、地区担当委員の調査結果をお願いします。1 番中里地区。

1 1 番 1 1 番近藤です。8 月 2 3 日に永田推進委員と現地を見てまいりました。こちらは、基盤整備をした場所でありまして、まったく荒れている状況ではありません。現地は、貸し駐車場をしたいということで、周辺の農地所有者に対して、地権者は高齢でもあり農業を継続するのは難しいということで了解を得たということでした。しかしながら、基盤整備地の農地を除外するに当たっては、周辺の農地が次々と開発されると地域の農業経営に大きな影響があると考え、地元農業委員としては慎重に考えるべきだと思ってみてきました。以上です。

議 長 次に、3 番、4 番、5 番吉井地区。

- 1 3 番 1 3 番水口です。3 番、4 番、5 番を続けて説明いたします。8 月 2 3 日に末永推進委員と現地を確認しました。先ず 3 番ですが、ここは、現在耕作しておりません、7 年ほど前から相談があつておりました水の管理が難しいことで、やむを得ないと思います。
- 4 番ですが、私が知る限り 2 0 数年前から耕作はされていません。住宅地の真ん中ほどにあつて、後には駐車場として転用申請の予定ですが、周辺には影響はないと思いますので、除外はやむを得ないと思います。
- 5 番の案件ですが、こちらは畑として管理されていましたが、住宅を建てたいということで転用申請を出すそうです。以上 3 件の除外に対しては、寂しい思いも致しますが、やむを得ないと思います。以上です。

議 長 次に、6 番世知原地区。

- 1 4 番 1 4 番田中です。8 月 2 4 日に尾崎推進委員と現場を見てきました。こちらは、所有者は耕作しておらず中山間地域にありましたが、第三者が耕作をしておりました。4 年前から転用者から相談があつておりました、中山間地域の指定を受けている期間が外れたということで、転用に先立って除外の申請をしたようです。問題はないと思っています。
- 以上です。

議 長 1 番、3 番、4 番、5 番、6 番の案件について何かご意見等ございませんか。  
7 番川口委員。

- 7 番 7 番川口です。1 番の案件ですが、ここは、私もよく知っている農地で、基盤整備地で調整区域であろうかと思いますが、こう言った農地を除外するとなれば周辺も同様になり良い影響があると思えませんが、如何ですか。

事 務 局 この案件の場所ですが、農業畜産課の農振除外の規定にある基盤整備地の端の位置にあります。ご指摘のとおり近隣から次々に同じように進んでいくことは懸念されます。そういった状況についても、農業畜産課に農業委員会の意見として報告いたします。

議 長 それでは、他に何かご意見等ございませんか。  
6 番浦委員。

- 6 番 6 番浦です。他地区の過去の基盤整備地の件と比較しても、農業委員会としては農地を守る立場として今の計画と現状を見てみると賛成はできないと考えます。

事 務 局 農業委員会の意見として報告いたします。

議 長 それでは、他に何かご意見等ございませんか。

15番西尾委員。

15番 15番西尾です。私も、農地を守る立場として考えていますが、計画内容において詳細がよく分からないため、今日の総会で賛成とは全く言い難いと思います。

事務局 農業委員会の意見として、報告いたします。

議長 それでは、他に何かご意見等ございませんか  
3番阿波委員。

3番 3番阿波です。総会議案として上程する前に、基盤整備地のこのような問題についてどのような状況で除外できるのか、農業畜産課との議論がもう少しあってもいいのかと思います。

事務局 委員の方々が言われる、基盤整備地だから農業委員会は除外に賛成できないということとは言えないのですが、申請を受ける段階で地域及び水利組合等との了承などを受けるべきではないかということも含めて、農業委員会の意見として報告することは可能かと思えます。

議長 いろんな意見が出ましたが、過去に農業畜産課において基盤整備地の除外の対応について作成されたものがあつたと記憶していますので、そのことについても議論し、農業畜産課との協議をしながら今後対応することとします。1番の案件については、最終的に、委員の皆さんの意見をまとめ報告いたしますので、私に一任していただけますか。

委員 (異議なし)

議長 それでは、採決に入ります。1番、2番の案件は、委員の皆さんの意見を付して、3番、4番、5番、6番の案件は異議なしとしての審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答するというので、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 第143号議案について、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。続きまして、第144号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農用地区域への編入について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第144号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、ご説明いたします。

1番、宮地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、宮津町の16筆。地目は、

登記畑、現況畑。面積は16筆合計で7,880㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、げんた堤付近で、変更理由は、記載のとおりです。

2番、宮地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、宮津町。地目は、登記畑、現況畑。面積は520㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、佐世保南部漁業協同組合付近で、変更理由は、記載のとおりです。

3番、三川内地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、桑木場町の4筆。地目は、登記田、畑、現況原野。面積は4筆合計で178.42㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、上原水源地付近で、変更理由は、記載のとおりです。

4番、早岐地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の一筆の一部。地目は、登記畑、現況畑。面積は972㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、上金石橋付近で、変更理由は、記載のとおりです。

以上、農用地区域への編入の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番宮地区。

3 番 3番阿波です。8月22日に、坂口推進委員と現地を確認しました。この農地が国また県などの事業にかかることもあって編入をお願いするものです。続いて、2番ですが、同じく坂口推進委員と確認しました。

現地は、みかんの基盤整備の計画の中にある農地で、編入の申請を出されている場所です。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長 次に、3番三川内地区。

4 番 4番中里です。8月24日に迎推進委員と現地確認をしました。現地は、申請人の家の近くでして、ご本人も農業経営に熱心な方です。編入に対して、問題ないかと思ひます。以上です。

議 長 次に、4番早岐地区。

5 番 5番八並です。この案件は、今後もみかん経営を大規模に行っていく計画があり、改植事業にも取り組むため編入を希望されています。問題ないと思ひます。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第144号議案については、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。

続きまして、第145号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第145号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、三川内地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、木原町の1筆。登記地目宅地、現況宅地。面積は287.43㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、木原町公民館から東に約270mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-2に該当します。

2番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、須佐町の1筆。登記地目宅地、現況荒地。面積は207.06㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは小佐世保小学校から北西に約180mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-2に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番三川内地区。

4 番 4番中里です。8月24日に迎推進委員と現地を見てきました。現在は、資材置き場と機材倉庫として利用していますが、問題ないと見てきました。

議 長 次に、2番佐世保地区。

7 番 7番川口です。8月23日に松永委員と調査に行きました。現地は、周辺が住宅地になっておりまして問題はないと見てきました。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第145号議案について、非農地証明を交付することといたします。次に、第146号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第146号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、270筆で面積が139,125.64㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。尚、審議案件の中に委員の方がおられます。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 97番から101番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは、97番から101番について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第146号議案の97番から101番については、非農地通知を发出することといたします。委員は入室を認めます。

～委員入室～

議 長 第146号議案の残りの案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第146号議案の残りの案件について、非農地通知を発出することといたします。

次に、第147号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第147号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町。地目は、登記畑、現況畑。面積は201㎡。農振外。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の4筆。地目は、登記原野、田、現況畑。面積は4筆合計550㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。尚、審議案件の中に関係する委員の方がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします

議 長 1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2 番 2番川上です。8月24日に北村推進委員と現地に行ってまいりました。現在も野菜畑として耕作されておりますけども、譲受人も継続して耕作していくので問題はないと思います。以上です。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)



議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第147号議案の1番の案件については許可することといたします。委員の入室を認めます。

～委員入室～

議 長 残りの2番の案件について、地区担当委員の調査結果をお願いします。2番江上地区

2 番 2番川上です。8月24日に北村推進委員と現地に行ってまいりました。現地の隣接地も譲受人のレンコン畑でございまして、現地も継続して利用するため問題はありません。以上です。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第147号議案の2番の案件についても、許可することといたします。続きまして、第148号議案 納税猶予（相続税）に関する農業経営継続証明について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第148号議案 納税猶予（相続税）に関する農業経営継続証明についてご説明いたします。

1番、日宇地区。相続人、被相続人は記載のとおりです。特例適用農地の所在は、日宇町7筆、大和町8筆の合計15筆。地目は畑。面積合計5,696㎡。全て市街化区域です。相続開始年月日は平成23年10月29日。引き続き農業に従事していた期間は、平成30年8月29日から令和3年8月27日です。この相続税の納税猶予につきましては、3年ごとに継続の届を税務署に提出することになっておりまして、その届の添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回総会議案として上程していません。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番日宇地区。

6 番 6 番浦です。8 月 8 日に磯本推進委員と現地確認しました。花卉農家で、後継者もおられハウス栽培ですべて耕作されておられますので問題ございません。

議 長 第 1 4 8 号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 1 4 8 号議案については、農業経営継続証明を交付することといたします。

次に、第 1 4 9 号議案 令農用地利用集積計画(案) について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第 1 4 9 号議案 農用地利用集積計画(案) について、ご説明いたします。

利用権の設定は、江上地区 1 件、宮地区 2 件、三川内地区 1 件、皆瀬地区 2 件、宇久地区 2 件の計 8 件。所有権の移転は、針尾地区 1 件、江迎地区 1 件の計 2 件。全体で 10 件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

尚、審議案件の中に委員の方がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 利用権設定の 1 番、5 番、6 番の案件は除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第 3 1 条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。では、1 番の該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 1 番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。1 番の案件は承認されました。委員の入室を認めます。

～委員入室～

議 長 続きます、5番、6番の案件ですが、該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。5番、6番の案件は承認されました。委員の入室を認めます。

～委員入室

議 長 それでは、1番、5番、6番を除く案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第149号議案はすべて承認されましたので「(案)」を削除願います。続きます、第150号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第150号議案 農用地利用配分計画(案)についてですが、議案説明の前に今議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告4を先にご報告いたします。35ページから38ページをお開きください。

報告4 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。農用地利用集積配分計画解約通知について、江上地区3件、宮地区7件、大野地区2件で合計12件の解約通知を受理しております。以上報告いたします。それでは、議案に戻ります。

第150号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、江上地区1件、宮地区3件、大野地区2件で、合計6件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、

利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第150号議案は、承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。次に、第151号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第151号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、宮地区12件、江迎地区4件で合計16件の申し出がありました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第151号議案については、すべて承認されましたので「(案)」を削除願ひます。

議 長 これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告に

ついて

報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

報告6 申請書等の押印見直し及び要綱の一部改正について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。

議 長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【農業者年金加入推進対策会議を開催について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第15回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。